

## 島根県地域医療支援会議設置要綱の一部改正について

### 1 改正理由

医師法の一部改正により、厚生労働大臣から都道府県知事へ権限移譲された医師臨床研修に係る事務のうち、地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）の意見を聴くこととされている事項について、専門的知見から審議する部会を設置する必要があるため。

### 2 改正概要

#### (1) 設置部会の改正（設置要綱第 7 条関係）

改正前：医師専門研修部会

改正後：医師研修部会

※医師専門研修部会の所掌事務に、臨床研修に係る事項を追加

#### (2) 追加する事項

- ① 臨床研修病院の指定及び指定の取消しに関する事
- ② 臨床研修病院の研修医の定員に関する事

※改正案全文については、別紙のとおり

### 3 施行期日

令和 3 年 3 月 1 8 日